

裁 判 所	大阪高等裁判所
事 件 番 号	令和 3 年（行コ）第 149 号
事 件 名	所得税更正処分等取消請求控訴事件
判決年月日	令和 6 年 1 月 18 日
判 示 事 項	相続により取得した株式の配当期待権が相続税の課税対象となった場合において、当該株式の配当に係る配当所得は、非課税所得について規定する所得税法（令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの）9 条 1 項 16 号にいう相続により取得したものに当たるか（消極）
判 決 要 旨	相続により取得した株式の配当は、被相続人の地位を相続したことにより相続人が取得したものであるが、厳密には上記地位の承継後、株主総会決議によって相続人の下で具体的に発生した権利というべきものであるから、所得税法（令和 3 年法律第 11 号による改正前のもの）9 条 1 項 16 号にいう相続により取得したものに当たらない。
事案の概要	X の父 B（以下「亡 B」という。）は、平成 28 年 4 月 26 日に死亡し（以下、亡 B を被相続人とする相続を「本件相続」という。）、平成 29 年 9 月 19 日に成立した遺産分割協議の結果、X が A 株式会社の株式（以下「本件株式」という。）の全部を本件相続により取得した。A 株式会社は、平成 28 年 6 月 24 日、定時株主総会を開催し、同年 3 月 31 日を基準日とし、当該基準日の株主に対して 1 株当たり 18 円の剰余金の配当を行うこと及び当該剰余金の配当が効力を生ずる日を同年 6 月 27 日とする旨決議し、同日付けで、本件株式について、750 万 3642 円を配当した（以下「本件配当」という。本件配当の受取金額は、本件配当の額から源泉所得税相当額を控除した 597 万 9278 円であった。）。X は、本件株式の配当期待権（配当金交付の基準日の翌日から配当金交付の効力が発生するまでの間における配当金を受けることができる権利）について、その評価額を 597 万 9278 円として、相続財産に含めて相続税の確定申告及び修正申告をした。その後、処分行政庁は、X が、平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の申告において、本件配当について同年分の配当所得として申告するべきであるにもかかわらず、配当所得の金額に含めずに申告したなどとして、同年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたため、X がこれらの処分の取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	70 巻 9 号